湯前町立湯前中学校 校 長 新川 晃英

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について

現在、熊本県内の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、高止まりの状況にあり、さらなる増加が懸念されています。

つきましては、学校における感染拡大を防止しつつ、学校教育活動を継続し、生徒の学びを保障 するため、下記の対策を徹底しますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

記

- 1 健康チェックカードの提出について
  - 毎朝の生徒の健康状態を把握し、健康チェックカードへの記録、提出をお願いします。
- 2 出席停止について
  - ・出席停止となる場合(裏面参照)、学校へご連絡ください。
  - ・登校について不安(感染する不安、本人・同居する家族に感染の疑いがあり他人に感染させる 恐れによる不安等)がある場合は、学校へご相談ください。
  - ・発熱、咳、喉の違和感 (イガイガする等)、鼻水、嗄声 (声がれ)、倦怠感、息苦しさ、味覚・ 嗅覚障がい等がある場合は、登校を控え、医療機関を受診してください。
- 3 基本的な感染防止対策について
  - ・校内における3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用、常時換気、清掃・消毒等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底します。各家庭でも、生徒へ指導の徹底をお願いします。
- 4 マスクの着用について
  - ・<u>飛沫感染を防ぐため、身体的距離(最低2メートル)が十分とれないときや換気が不十分と思</u>われる場合は、原則としてマスクを着用します(教室内ではマスク着用)。
  - ・熱中症等の健康被害が発生する恐れがある場合は、マスクを外します。
- 5 学校行事について
  - ・学校行事は、実施の可否を慎重に判断し、検討していきます。
- 6 部活動について
  - ・部活動は、可能な限り感染対策を行った上で、リスクの低い活動を実施します。
  - ・部活動前には、検温サーマルカメラ等で検温するなど1日複数回の健康観察を行います。
  - ・<u>部活動前後に、昇降口付近で近距離での会話を継続する状況が見られます。会話する場合は、</u> マスクを着用し感染拡大防止に努めます。
- 7 人権への配慮について
  - ・陽性者や濃厚接触者、その家族に対する不当な差別や偏見はあってはなりせん。陽性者等のプライバシーを保護し、人権を尊重します。

お問い合わせ 教頭 小西 人美 TEL 43-2022

## 新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の基準

(令和4年8月24日改定)

基準	期間
① 生徒の感染が判明した場合	治癒するまで
② 生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に濃厚接触をした日
	の翌日から起算して <u>5</u> 日間
③ 生徒が PCR 検査・抗原検査等を受けることが決定した場合(上	陰性と判明するまでの期間
記②の濃厚接触者に特定された者を除く)	
④ 生徒に発熱等の風邪症状や息苦しさ、倦怠感、味・嗅覚障が	症状が見られなくなるまで
い等の症状がみられる場合	
※新型コロナワクチン接種に伴う副反応により、発熱等の風邪	
の症状等がみられる場合も含む	
⑤ 熊本県リスクレベルのレベル2以上に該当する際、同居の家	同居の家族に症状が見られなくな
族に未診断の発熱等の風邪症状がみられる場合	るまで
⑥ 海外から帰国し、政府から自宅待機を要請された場合	政府から要請された期間
⑦ 新型コロナワクチンを接種する場合	校長が必要と認める期間
※期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動	
に長時間を要する場合等、校長が認める場合	
⑧ その他、校長が出席停止を必要と認める場合	校長が必要と認める期間